

## 換地処分に伴う住所変更に係る手続きについて

佐久都市計画事業佐久平駅南土地区画整理事業の換地処分に伴い、換地処分公告の翌日から、事業区域内の地番が変更となることから、区域内にお住いの方は、住所に関連する事項の書き替えや手続きが必要となる場合があります。それらの手続きにつきまして、下記のとおりご案内します。

それぞれ主なものをご案内しておりますが、詳しくは、ご本人の住所変更の届出先へお問合せくださいますようお願いいたします。

### 住所の変更期日

令和5年10月28日

### 市役所等が書き換えるもの（手続きは不要です）

公 簿 等	変 更 欄	備 考
住民基本台帳、印鑑登録原票、選挙人名簿、国民健康保険資格台帳等	住 所 欄	市役所が新しい住所に書き換えます。

- ※1 区域内にお住いの方の上水道、下水道に関する事項については、市で書き換えます。
- 2 当該区域内に本籍を有する方は、市で本籍を書き換え、変更後「更生決定通知書」を送付いたします。  
また、当該区域内にお住いの方で同区域内に本籍が無い方でも、この機会に本籍地の変更を希望される場合は改めて「転籍届」の提出が必要となりますので、市民課までご相談ください。
- 本籍のいろいろ
- 現住所の変更は必ず行わなければならない手続きですが、本籍の変更は必ずしも必要ではありません。  
本籍は、土地が現存すれば全国どこにでも置くことが可能であり、他人の土地や建物が無い土地でも本籍地とすることができます。
- 実家に本籍を置いたまま住所だけを変更される方もおられます。
- 3 以下については、市から新住所の記載されたものを郵送します。  
国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証及び限度額認定証、福祉医療費受給者証、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 4 市の担当課から該当する保育所等及び学校（佐久市立の小中学校に限る）へ周知します。その他の学校は、直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。
- 5 原動機付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車の登録に係る住所は、市で書き換えます。

ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

市役所関係

事 項	担 当 課	持ち物	説 明
マイナンバーカード 住民基本台帳カード (写真付き)	市民課市民戸籍係 ☎0267-62-3087	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード (写真付き) 上記以外の本人確認書類 (運転免許証など)	住所表記の変更により、お持ちのマイナンバーカード及び在留カード等の住所変更手続きが必要になります。手続き方法については、下記をご覧ください。 ・手続き可能な場所：佐久市役所、臼田支所、浅科支所、望月支所 ・手続き可能な時間：平日 8：30～17：15 ・手続き可能な方：ご本人様、同一世帯の方 ・持ち物：マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 ※マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの住所変更については暗証番号（カード受取時に設定した数字4ケタ）も必要です。 マイナンバーカードの住所変更手続きを完了していただくまで、コンビニ交付サービスを含むマイナンバーカードを使ったサービスはご利用できません。
在留カード 特別永住者証明書	市民課 市民戸籍係 ☎0267-62-3087	在留カード・特別永住者証明書	
身体障害者手帳、自立支援医療（更正医療）受給者証	福祉課 障害福祉係 ☎0267-62-3147	手帳・受給者証	変更手続きが必要です。 福祉課障害福祉係へお越しください。
療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳			
自立支援医療（精神通院）受給者証			
障害福祉サービス受給者証			
有料道路障害者割引			
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当	福祉課 療育支援係 ☎0267-62-3147	受給者証（特別児童扶養手当）	変更手続きが必要です。 福祉課療育支援係へお越しください。
犬の登録住所変更	環境政策課 環境保全係 ☎0267-62-2917	犬の登録事項変更届	ながの電子申請サービスから申請が可能です。 ※市ホームページをご確認ください。 環境政策課窓口で申請される場合は、「犬の登録事項変更届」を提出していただきます。

※上記以外にも手続きが必要な場合もありますので、各部署にご確認ください。

市役所以外の主なもの

事 項	届 出 先	届出に必要なもの	説 明
土地・建物等不動産の所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局 《市内の場合》 長野地方法務局 佐久支局 ☎ 0267-67-2272	登記申請書 住所変更証明書 印鑑（認印可）	所有者の住所を変更するための手続きです。申請期限はありません。 土地区画整理登記中は住所変更登記が申請できません。 <u>令和5年12月1日以降</u> に申請してください。
会社・法人などの本店又は支店の所在地変更登記	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局	登記申請書 住所（所在地）変更証明書 印鑑（届出印）	申請期限は変更日から 本店：2週間以内 支店：3週間以内
役員等の住所変更登記	支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局  長野地方法務局 本局 ☎026-235-6611		
自動車運転免許証の住所変更	東信運転免許センター ☎ 0267-53-1550  佐久警察署臼田交番 ☎ 0267-82-0110 ※佐久警察署での手続きはできません	自動車運転免許証 住所変更証明書  住民票（本籍記載） ※本籍が変更になる方のみ	お早めに変更手続きをしてください。 （更新が近い場合は、更新時でも可） 住所と本籍が同一で、本籍が変更になる方は、本籍変更後に併せて手続きすることをお勧めします。 また、手続きの際は「本籍記載の住民票」の提出が必要です。
普通自動車・オートバイ（125cc超）の自動車検査証所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	長野県自家用自動車協会佐久支部 ☎0267-67-4677  長野運輸支局 ☎ 050-5540-2042	・自動車検査証 ・上記に係る記入申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑（所有者、使用者の認印） ※所有者と使用者が異なる場合、所有者の印鑑または委任状が必要です（法人の場合は代表者印）。	お早めに変更手続きをしてください。 長野県自家用自動車協会佐久支部で手続きをする場合は、長野運輸支局（軽自動車検査協会長野事務所）で手続きをする場合とは別に手数料が発生します。 詳しくは該当機関へお問合せください。 記入申請用紙は届出先で入手してください。 所有者又は使用者が法人の場合、印鑑は法人の代表者印になります。
軽自動車の自動車検査証の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	長野県自家用自動車協会佐久支部 ☎0267-67-4677  軽自動車検査協会長野事務所 ☎050-3816-1854	・自動車検査証 ・上記に係る記入申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑（所有者、使用者の認印） ※所有者と使用者が異なる場合、所有者の印鑑または委任状が必要です（法人の場合は代表者印）。	
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先		勤務先へ確認の上、住所変更の手続きをしてください。
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		配偶者の勤務先へ確認の上、住所変更の手続きをしてください。

事 項	届 出 先	届出に必要なもの	説 明
長野都市ガス 届出住所の変更	長野都市ガス東信支店 ☎0267-68-5252		新住所を長野都市ガス東信支店へご連絡ください。
電気、電話、NHK、金融機関、保険会社、インターネット会社等	契約先		詳しくは、届出先にお問合せください。

※上記以外にも法令等により住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますようお願いいたします。

### 住所変更証明書について

手続きには「住所変更証明書」が必要となるものがあります。「住所変更証明書」は変更日に事業区域内に住所登録のある方に世帯単位で郵送しています。郵送された枚数に追加が必要な場合は、佐久市役所市民課または各支所・出張所にて無料で発行しますので、お手数ですが申請をお願いいたします。申請方法については下記をご覧ください。

- ・ 申請窓口：佐久市役所市民課、各支所市民係、各出張所
- ・ 申請時間：平日 8：30～17：15
- ・ 申請可能な方：ご本人様、同一世帯の方
- ・ 持ち物：本人確認書類（顔写真付き）